

議第18号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4中	<p>法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理施設の種類の種類等の変更の許可の申請に対する審査</p>	220,000	を
-------	--	---------	---

<p>法第23条第1項の規定に基づく汚染土壌処理施設の種類の種類等の変更の許可の申請に対する審査</p>	220,000	に改める。
<p>法第27条の2第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査</p>	120,000	
<p>法第27条の3第1項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査</p>	120,000	
<p>法第27条の4第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査</p>	120,000	

別表第5 法第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査の項中「75,000」を「67,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

土壤汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認等の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。